

お知らせ

人との間隔はできるだけ2メートル空けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめに手洗いを。外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。



羽村市富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課 204

申込みのしおり配布期間 7月15日(水)～8月14日(金)
 配布場所 市役所2階生活環境課(土・日曜日は、市役所開庁時のみ1階案内で配布)

※申込資格のある方1人につき、1通1か所のみ申し込むことができます。
 決定方法 8月18日(火)午前10時から、市役所2階203会議室で公開抽選を行います。

※詳しくは、募集案内「申込みのしおり」または市公式サイトをご覧ください。
 公募数に満たない場合 応募者が公募数に満たないときは、市公式サイトに掲載し、その後、先着順で申請を受け付けます。区画番号は市が指定する場所になります。

申込み・決定方法など 8月14日(金)までに「申込みのしおり」に添付の申込書に記入・押印し、直接、生活環境課へ(電話・郵送などの申込みはできません)
 ※申込時に資格要件の確認を行います。

書類審査 当選者は、書類審査を行うため、関係書類の提出が必要です。

※「祭祀の主宰者」…死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

■募集する墓地

申込区分		募集数	墓地使用料
区画墓地	1.0㎡	19区画	120,000円
	4.5㎡	4区画	540,000円
	6.0㎡	9区画	720,000円
合葬式墓地	納骨壇	1体用	140,000円
		2体用	280,000円

※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ(2m以内)などの制限があります。
 ※合葬式墓地(合葬室)については、通年で募集を行っています。

■申込資格

◇申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます。

居住要件	申込者本人が平成29年4月1日以前から墓地使用許可日まで継続して羽村市に住民登録をして居住していること
遺骨の状態	現に納骨すべき遺骨があり、墓地がないため一度も納骨したことがないこと(改葬・分骨した遺骨は除く) ※納骨壇2体用は、遺骨1体と申込者本人の生前柩として申込可能
申込遺骨の祭祀の主宰者(※)	申込者本人か申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨との続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること。合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること
申込者と申込遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること。①配偶者(夫または妻)②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ※合葬式墓地…①～③および兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹、義父母(配偶者の死別後も姻族関係を継続している場合に限る)
その他	使用許可日は11月1日(日)です。区画墓地は、墓地使用許可日から、6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置することができること。合葬式墓地は墓地使用許可日から6か月以内に納骨できること 各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと

※「祭祀の主宰者」…死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

※特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。

子育て

児童扶養手当などの現況届の提出を

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受けている方は、次の期間中に現況届を提出してください。該当する方には、7月末に通知します。
 受付期間 8月3日(月)～31日(月)
 ※受付期間中は8月8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)も受け付けます。それ以外の土・日曜日、祝日は受け付けできません。
 受付場所・問合せ 市役所2階子育て支援課支援係 236

児童扶養手当を受給している方に食料品などの生活必需品を提供

東京都では、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けやすいひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当を受給している方に、食料品などの生活必需品(カタログ)を提供します。

対象 6月分の児童扶養手当受給者および7月中に児童扶養手当の認定を受けた方
 申込書類発送時期 7月下旬(7月中旬に児童扶養手当の認定を受けた方は)

ひとり親家庭の就職・転職を応援します

「母子・父子自立支援プログラム」事業

8月上旬
 申込み 対象の方に、市からカタログなどの申込書類を送付します。同封の申込はがき、またはオンラインで申し込んでください。
 問合せ 子育て支援課支援係 237

対象 児童扶養手当を受給している方
 問合せ 子育て支援課支援係 239



「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(個人・世帯向け、事業者向け)」を配布しています

問合せ 企画政策課 314

新型コロナウイルス感染症に伴う「個人・世帯向け」「事業者向け」の各種支援を一覧にまとめた案内を、市役所などの公共施設で配布しています。また、新型コロナウイルス感染症に関連する情報なども掲載しています。ぜひ、活用してください。
 ※掲載内容は随時更新します。
 ※市公式サイトからダウンロードすることもできます。



▲市公式サイト

各種支援の一例

個人・世帯向け

- ▼就労機会などの減少で、住居を喪失する恐れのある方：住居確保給付金
- ▼収入の減少で市税、保険料(料)が納付できない方：市税等の納税猶予・徴収猶予特例

事業者向け

- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが厳しい事業者の方：中小企業資金融資制度・小口零細企業資金融資制度(羽村市)

個人・世帯向け

- ▼給付・助成に関することや、資金繰り・経営・雇用に関する相談をしたい事業者の方：市内事業者相談支援事業(羽村市商工会)



▲各種支援のご案内

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。